

議案第 82 号

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を別紙のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

小松島市長 濱田 保徳

1. 都市公園を設置すべき区域

小松島市中田町字浜田 2 3 番 1 の一部

2. 面積

770 平方メートル